

副 本

平成24年（行ウ）第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

答 弁 書

平成24年8月28日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

(送達場所)

〒104-0061 東京都中央区銀座4-10-3

セントラルビル8階

ライツ法律特許事務所

電 話：03-3547-3761

FAX：03-3547-3760

被告訴訟代理人

弁護士 伊 藤 真



弁護士 西 尾 政 行



弁護士 平 井 佑 希



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

1 請求の原因「1 本件不開示処分の存在」について

(1) 同(1)は認める。

(2) 同(2)のうち、

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落のうち、訴状別紙法人文書目録(2)記載の文書(以下、「本件文書」という。)が「法2条2項に定める法人文書であることを認めたいうえで」との点は否認し、その余は認める。

被告は、本件処分の際、本件文書が仮に法人文書に該当したとしても、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下、「法」という。)5条4号二及びホに該当するからいずれにしても不開示処分とする旨を表示したものであって、本件文書が法人文書であることを積極的に認めたものではない。

(3) 同(3)は認める。

(4) 同(4)は認める。

2 同「2 不開示処分の違法性」について

争う。

3 同「3 結語」について

争う。

第3 被告の主張

1 本件文書が法2条2項の法人文書に該当しないこと

(1) 本件文書は、法2条2項の「法人文書」に当たらない。理由は以下のとおりである。

(2) 法2条2項において、法人文書とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、「当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの」とされている。

しかしながら、本件文書には、実験や研究の情報が記載されているものの、これは、研究者自身の思考を整理するためや、研究者自身の記憶を補完するためなど、いわば、研究者自身のメモ書きであり、あくまで研究者自身が個人的に使用するために作成したものにすぎない。

(3) また、被告内部において、本件文書（実験ノート）の管理態様は以下のとおりであった（甲4の28～29枚目参照）。

① 研究を行う場合、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理している。

また、各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している。

② データを記録しておくものについては、特に決まった様式や記載方法はなく、メモ用紙に過ぎないものや、バインダー、ノートあるいはパソコンに保存しているものもある。

③ 実験ノートは、これら研究・実験に係るデータのみならず、各研究者のアイデア等も記載されていることから、実験ノートは研究者個人で管理しており、被告が何らかのルールの下で管理しているという実態はない。

④ 研究者が退職する場合、実験ノートは個人で廃棄する。たまたま研究を引き継ぐ者があれば、その個人に実験ノートを残すことはあるが、機構に引き継ぐものではない。退職者の残した実験ノートが機構に残され、資料室等に保管されることはない。

以上のような管理の実態からすれば、本件文書は、いずれも各研究者が個人的に管理・保有しているものであり、被告において組織的に管理され

ているものではない。

- (4) したがって、本件文書は、法2条2項の「当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの」と評価することは到底出来ない。

2 仮に本件文書が法人文書に当たるとしても、法人文書の開示除外事由である法5条4号ホの要件を充たすこと

- (1) 法5条4号ホは、開示請求にかかる文書が法人文書である場合でも、これを公にすることにより、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ」その他「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものがあるもの」については、開示しなくてもよい旨規定する。

- (2) これを本件文書についてみると、本件文書は、実験データとともに研究者独自の研究の着想、仮説、実験方法等が記載されており、当該情報が公にされた場合は、特許権等将来の知的財産に至る情報を開示することになるため、各研究者の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、被告における調査研究事務の能率的な遂行を不当に阻害するおそれが高い。

- (3) よって、仮に本件文書が法人文書に当たるとしても、法人文書の開示除外事由である法5条4号ホの要件を充たすので、被告がこれを開示する義務はない。

3 結語

以上より、本件文書はいずれにしても被告が開示義務を有する文書とはいえないから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上